

明治25年(1892年)改正長善館学則

- 第1条 本館ハ子弟ノ知徳を涵養スル為メ、第5条ノ学科ニ抛リ漢英数三学科ヲ教授スル所トス
- 第2条 学期年数、本科ハ通ジテ5年トシ、漢学予科ハ年限ヲ定メズ
- 第3条 1年ヲ兩期ニ分チ、前期ハ2月12日ヨリ7月31日迄、後期ハ、9月1日ヨリ翌年1月20日迄トス
- 第4条 授業時間ハ一日5時乃至6時トス
- 第5条 学科課程下ノ如シ
- 第6条 学科課程ヲ踐マズ一課目若シクハ数課目ヲ修業セント欲スル者アランニ其理由至当ナレバ選修生トシテ入学ヲ許スヘシ
- 第7条 入学志願者ハ自己ノ学業履歴書ヲ差出スベシ、然ル時ハ試業ノ上入学ノ許否ヲ定ムベシ
- 第8条 入学ヲ許サレタ者ハ当国内ニ住居シ身元確カナル者(父兄親戚ヲ宣シトス)ヲ証人トシ入学ノ際之ト同伴来館ノ上下ノ雛型ノ如キ保証状ニ調印スヘシ、証人若シ事故アリテ同伴スルコトヲ得ザレバ親族之ガ代理タルベシ、保証人転居スルカ或ハ入換ル時ハ其旨直ニ届出ベシ
- 第9条 生徒退学ヲ願フトキハ其保証人ヨリ事故ヲ詳記シタル願書ヲ差出ベシ
- 第10条 年中休業ハ日曜日・大祭祀日
村社祭 4月30日 半日 5月1日 1日
年 末 12月31日 年始1月1日ヨリ3日間
冬 季 1月20日ヨリ2月21日迄
夏 期 8月1日ヨリ同月31日マデ
- 第11条 試業ヲ分ケテ入学、月次、学期ノ三種トス
- 第12条 入学試業ハ学期ノ初メニ五級(第一年)ニ入ラントスル者ノ為ニ施行ス、其課目下ノ如シ
漢学 日本外史講義・数学 四則及分数・作文・仮名雑文
英学 ナショナル第一読本 其他ノ入学志願者ハ其入ラント欲スル級ノ已ニ履踐シタル課目ニ就キ試業ヲ受クベシ
- 第13条 月次、試業ハ毎月(1月2月7月ヲ除ク)ノ季週間ニ施シ平常優劣ニ参照シテ級内ノ席次ヲ改定ス
- 第14条 学期試業ハ每学期ノ季週間ニ施行シ合格者ヲ昇級セシム
- 第15条 第十学期(一級後期)ノ試業ニ合格スレバ卒業証書ヲ授クベシ
- 第16条 授業料ハ一ヶ月金五十錢トス 但月ノ15日ヲ以テ限界トシ其前後ニ出入スル者ハ半額ヲ納ムベシ
- 第17条 束脩ハ金一円トス 入学ノ際之ヲ納ムベシ
- 第18条 生徒会ニ関スル費用(炭・油・教授用需要品ノ類)ハ二期会計ノ日ニ決算スベシ
- 第19条 寄宿生食料ハ 日ヲ以テ之ヲ算シ 一ヶ月大概金二円トス 但シ物価ノ高低ニ随テ時々増減アルベシ
- 第20条 以上 二条ノ費用及授業料ハ7月30日・1月19日 兩度ニ取纏メ差出スベシ、其半途退学スル者ハ此期ヲ待タズ退学証書ト共ニ完納スベシ